

## 令和7年度第1(59)回岡山県人権政策審議会 議事概要

### ○開催概要

- 1 日 時 令和7年7月10日(木) 10:00～12:00
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 出席者
  - ◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員11名  
井芹聖文、大塚祐一、川島聡、莖田信之、近藤理恵、角田みどり、  
田村久美、筒井愛知、光延忠彦、森垣源也、薬師寺明子
  - ◆アドバイザー(敬称略)／出席1名  
中塚幹也
  - ◆岡山県／出席19名  
県民生活部長、地域福祉課長、子ども家庭課長、指導監査課長、  
長寿社会課長、障害福祉課長、健康推進課長、疾病感染症対策課長、  
福祉企画課援護班長、労働雇用政策課長、デジタル推進課長、国際課長、  
くらし安全安心課長、危機管理課長、人権教育・生徒指導課課長、  
人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課職員

### ○議 事

#### 1 開 会

##### 県民生活部長あいさつ

委員の皆様には本日は大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、本県の人権施策の推進に関しましては、平素から御理解と御協力を賜りまして重ねて御礼申し上げます。

先の通常国会の労働施策総合推進法等の改正により、カスタマーハラスメントや求職者に対するセクシュアルハラスメントについての防止策を講じることや、一定規模の企業に対し、男女間の賃金の差異や女性管理職比率に係る情報の公開が義務化されるなど、多様な労働者が活躍できる就業環境整備が図られているところである。

本県においても、人権啓発を総合的、効果的に推進するため、現在15課が連携しながら、第5次岡山県人権政策推進指針に基づき、「共生社会おかやま」の実現に向け、取り組んでいる。

今年度は、現行指針策定から5年が経過することから、知事から次期指針の策定について、本審議会に諮問させていただいた。次期指針策定に向け、忌憚のない御意見をいただくようお願いする。

## 2 議 題

### (1) 行政説明について

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

#### (委員等)

インターネット利用のモラル向上について、さまざまな対策をしているということだが、その対策についての効果検証はしているのか。また、効果があったところに予算を使っているのか。

#### (デジタル推進課長)

インターネットに関する被害を受けた方への対策やインターネットを正しく使うための広報や、周知、啓発、研修会の開催等の取組を行っているが、その取組に対する検証は難しい。どれほどの効果があったかという検証までは行えていない。

#### (委員等)

さまざま取組をされているが、実際にトラブルがどんどん増えている現状を見ると、他の新しい策を講じた方がよいのではないかと感じたので意見した。

#### (委員等)

小、中学校で教育する際、資料を使うと思うが、一方的な提供ではなく、児童生徒と一緒に資料を作り上げることも必要と考える。私の専門の消費者教育では、高校生や高齢者、障害者対象の内容を大学生と一緒にやっているが、それが担い手の創出につながるとともに、それを通じてさまざまな発信ができると思う。そのような取組はしているのか。また、今後の計画についてお尋ねする。

#### (人権教育・生徒指導課長)

スマホ・ネットのモラル等に関する啓発資料については、基本的には行政が作成した資料を学校現場で活用しているが、当課の「Okayama スマホサミット」(以下「サミット」という。)事業では、スマホ・ネットのよりよい使い方も含め、スマホ・ネットとどのように付き合うのがよいかを、子どもの側から提言を行う形とし、昨年度は小中高生と大人、関係機関などに提言を行った。

### **(委員等)**

提言だと言っただけになるので、形として残るものとして考えて、どこかでまた活用するという流れが必要だと思うが、その点はいかがか。

### **(人権教育・生徒指導課長)**

委員のおっしゃる通りであると思う。教育委員会としてはそこまでできていないが、学校現場では、学んだものを基にさまざまな取組を展開しているところもあると思う。総合的な探究の時間や総合的な学習の時間等でそのような課題を扱っている学校もあり、また、サミットを通じて各学校での取組につなげ、サミットで各学校の実践状況の報告を行う場を設けている。学校同士のつながりがつくられ、さらなる取組の促進につながるため、教育委員会としてもそのような支援活動を進めていきたいと考えている。

### **(委員等)**

スマホ・ネットのみならず、人権教育自体を扱っていただきたい。

### **(委員等)**

私自身、以前、サミットに関わっていた。参加者の多くは生徒会や学校代表の生徒だ。その学生に、「学校の中でも、スマホ・ネットに依存していたり、あるいは使い方がうまくいっていなかったりした生徒たちに対して、あなたたちが影響を与えることができると思うか」と質問をした。それに対して「難しいと思う」との答えだった。すなわち、自らの意思で上手に使おうと思う人は、使い方が変わるかもしれないが、そう思わない人の意識・行動を変えているとまでは思えず、サミットが、大人の行うお祭りに学生が参加しているといった感覚になっていないかとても心配だ。

また、学校にタブレットが配布され数年となるが、市町村によって使い方のルールが異なり、例えば、ある市では、家でも学校でも YouTube は一切見られない一方、検索については、小学生は夜 8 時、中学生は夜 10 時になると自動的に使えない設定だ。別の市町村の場合、どのようなアプリや時間帯でも使い放題であるから、子どもがゲーム依存や動画依存になり困るとの意見が保護者から出ている。学校教育現場で与えられたタブレットを家に持ち帰ることによって、依存する子どもを生み出していることを県の教育委員会としてはどう捉え、また、今度どのように対策するのか。

### **(人権教育・生徒指導課長)**

私もサミット立ち上げから関わっているが、当初は確かに生徒会の生徒が

集まり、スマホ・ネットとの付き合い方についてどうあるべきかとの議論を行っていたが、今は学校全体を巻き込み、それぞれの学校において、この問題を自分事として考えていこうとの気運は確実に高まっていると考えている。この取組ですべての子どもたちのスマホ・ネット依存傾向を防ぐところまでには至っていないことも認識しているが、地道に取組を続けていくことは重要と考える。

各市町村によるスマホ、タブレット等の活用状況については、機器やネット環境もまちまちという中で、一律の規制がされていないということは承知している。これからの時代は、スマホ・ネットを使わないという選択肢はないため、より良く、どう安全に使っていくのか、大人も子どもが一緒になりしっかり考えていく環境を整えていくことを進めてまいりたい。

### **(委員等)**

性暴力・性被害の問題について、県のワンストップセンターはなかなかうまく機能していない現状があると思う。性暴力・性被害は人権課題としても大きな問題だと思うが、担当課の取組について教えていただきたい。

また、性的マイノリティについて、例えば、全県的にパートナーシップ宣誓制度がされている都道府県も増えている一方、岡山県においては、各市町村が連携して行うという段階までしか行われていない現状も踏まえ、県としてどのような取組を行っているか教えていただきたい。

### **(人権・男女共同参画課長)**

パートナーシップ宣誓制度については、導入市町村は増えているが、県としては、住民に身近な市町村において環境が整ったところから広がっていくことが望ましいと考えている。多様な性に対する県の取組としては、国の動向等の情報収集に加え、相談窓口の周知、パンフレットやガイドブックによる啓発という形で実施している。

### **(くらし安全安心課長)**

性暴力・性犯罪の被害者への支援については、重点事業の1つとして被害者への支援の取組をしているが、ワンストップセンターの周知の度合いについて、先ほど御意見いただいた。引き続き、より多くの方にワンストップ支援センター「おかやま心」の存在を知っていただけるよう、さまざまな工夫をしながら周知に努めてまいりたい。

## **(2)「第6次岡山県人権政策推進指針」について**

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

### **(委員等)**

骨子案2に記載している「課題横断的な人権課題」について、どのようなものをイメージすればよいか。

### **(人権・男女共同参画課長)**

インターネット上の人権課題については、各項目として設定している「女性」や「子ども」、「高齢者」など、さまざまな人権課題に横断的に関係することから、在り方を整理している。インターネット上の人権課題は各人権課題に横串を通したイメージと考えている。

### **(委員等)**

女性や子どもなど、さまざまな対象が被害者、あるいは加害者になる可能性があるということで、このような整理をするのであれば、自殺問題も同様ではないか。課題横断的な人権課題として項目を設けるのであれば、もう少し多くの項目があった方が見栄えやバランス的にもよいと考える。「課題横断的な人権課題」に自殺問題が入らない理由は何かあるのか。

### **(人権・男女共同参画課長)**

自殺問題は、岡山県独自の人権課題項目である。御指摘のとおり、人権課題は複合的になっており、自殺問題についても各人権課題に関係することは承知しているが、インターネットは手段として、女性や子どもなど、他の項目の人権を侵害してしまうことがある。そういった意味で、事務局としては、自殺問題は現在の位置のままとしているところである。

### **(委員等)**

現行指針の課題別施策の推進「様々な人権問題」の項目に、さまざまな人権課題が列挙されているが、国の第二次基本計画では、今回性的マイノリティの人々が新規に追加されており、国に合わせるという意味でも、事務局案の各人権課題を新たに項目とする骨子案の構成はよいと思う。逆にそうしていないと、岡山県は遅れているという印象を与えてしまう。

### **(委員等)**

国の第二次基本計画を見ると、確かに「課題横断的な人権課題に対する取

組（インターネット上の人権侵害）」と記載されているが、課題横断的という言葉が分かりにくく、一見するとどの項目も課題横断的になり得る。そうではなく、言葉は適切か分からないが、インターネットは人権侵害を生み出すいわばプラットフォームであり、差別や人権侵害を生み出してしまう環境ということで別の取扱いをするということだと思う。この「課題横断的」という言葉が、誤解を与えるので、項目名は国の第二次基本計画に合わせる方がよいが、その意味について分かりやすい説明が本文中に必要だ。

### **(委員等)**

「子ども」という言葉について、こども家庭庁が設置され、こども基本法が制定されたが、確かひらがなの「こども」が推奨され、国の第二次基本計画でもひらがなとなっている。県の指針でもひらがなの方がよいと考える。

また、現行の指針の「障害者」の項目の（1）現状と課題において、「適正」という言葉が使われているが、正しくは「適性」のため、次期指針では修正をお願いします。

### **(人権・男女共同参画課長)**

「子ども」の表記については、持ち帰り検討したい。また、障害者の項目の「適性」についても、素案を作る段階で確認し、担当課と調整してまいりたい。

### **(委員等)**

インターネット上の人権問題について、各人権課題から格上げではないが、今現在、社会の中で多発している人権侵害はインターネットに起因することを考えれば、国の基本計画に合わせ、一番上の課題、横断的な人権課題として項目を設けることは賛成である。その際、先ほど委員も言われたとおり、「課題横断的」という言葉について、分かりやすい説明が必要だ。また、「多様な性」を「性的マイノリティの人々」とすることで対象を焦点化することや、「ハンセン病患者・元患者及びその家族」と対象を広げられたということとはとても良く、案2が推奨されるのではないか。

### **(委員等)**

「課題横断的」という言葉について、委員の説明を聞いて、その意味がよく分かった。その上で、順番について他の委員はどのように思うか聞いてみたい。インターネットが各人権課題のプラットフォームだとすれば、最初に「インターネット上の人権侵害」を持ってくる方法もあるが、個別具体的な

課題をきちんと整理した上で最後に持ってくる方法はいかがか。最初に項目を持ってくるのもよいが、それ以降の個別具体的な課題がある中で、どこまで言及するのかということが難しいと考える。むしろ、個別具体的なものをきちんと丁寧に説明した上で、いずれにも関わるものとして、近年、重要な課題がインターネットを通じて生じていると記載する方法もあるのではないかと感じた。

**(人権・男女共同参画課長)**

本日の御意見を踏まえ検討したい。事務局案としては、国の第二次基本計画に合わせ、各人権課題の前に設けている。

**(委員等)**

構成を検討する際の手本にされたものについて、過去のものを見て並べられたのか、どういった基準で並べられたのか。

**(人権・男女共同参画課長)**

「インターネット上の人権侵害」を一番前に設けていることは、国の第二次基本計画に倣っている。他の項目についても、国の基本計画の順番や審議会での委員の御意見等を踏まえ、現在の順番となっている。

**(委員等)**

国の第二次基本計画においても、「インターネット上の人権侵害」を一番前に設け、そこでさまざまな内容を記載した上で、その後の個別の課題でもインターネットのことについて、記載がされるといったような感じになっていると思う。先ほど委員から提案いただいた自殺問題について、個別の人権課題の中の順番について、現在の「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」と続き、「自殺問題」の後に「被災者」がくるというふうに、人権課題の対象が人物の中に、割り込むようになってくるという感じになっているので、順番についての違和感があった。個別に焦点を当てているものの中に、全体を通して見られるものが間に入ることはどうかという感じがする。この順番について、国の基本計画に合わせたなど、何か意味はあるのか。

**(人権・男女共同参画課長)**

県独自の項目以外の項目については、概ね国の基本計画の並びとなっているが、「犯罪被害者等」や「刑を終えて出所した人」については、審議会での御意見を踏まえ、現在の順番になった経緯がある。質問いただいている自殺

問題は、県独自の人権課題項目であり、国の第二次基本計画の影響を受けないことから、あえて動かしていない。

**(委員等)**

人物の途中に入れるのであれば、逆によく目立つ一番後ろにしてもよいのでは。大きな問題ではないかもしれないが。

**(委員等)**

現行の指針の項目の並びをベースに修正し、今回の指針案に至っているが、事務局でも検討いただきたい。ただ、順番については、重要度の高さで並べているわけではないことを、以前審議会内でコンセンサスをとった。

**(委員等)**

以前、別の人権の委員会に参加した時に、当事者の方は「自殺」という言葉ではなく「自死」という言葉を使っており、どちらにするかについて一度検討した方がよい。

また、「性的マイノリティの人々」に変更されているが、性的マイノリティという言葉が、例えばペドフィリアの人も性的マイノリティとして含むなど、性的少数者というものは様々なケースがあるので、そのような言葉は使わない方向にきていると10年前ぐらいから思っていたが、今それがどうなっているか、お聞きしたい。

**(委員等)**

自治体でも、「性的マイノリティ」という言葉は、例えば「LGBTQ」や「LGBTQ+」という形に段々と変わってきている。国の法律においても、文章としては「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」と記載されているが、「LGBT理解増進法」と俗に言われており、性的マイノリティ理解増進法とはなっていない。この表現をどうするかについては、あらかじめ県と少しやり取りをしたが、「多様な性」とした場合、多様な性を認める社会を否定していると誤解される可能性があると思い、「性的マイノリティの人々」の方がよいのではないかと思ったが、その判断はかなり難しい。多様な性を認めない社会がおかしいという意味で項目名としていることが、国外を含む世間の風潮により逆に捉えられてしまう危険性もあるが、多様な性を認めることを指針の中で明確に書けば、現行のままでもよいのではないかとと思う。

**(委員等)**

事務局の骨子案について、案1ではなく、案2を修正することでよろしいか。事務局も、今この場での決定は難しいと思うが、いかがか。

**(人権・男女共同参画課長)**

案2を基本として、今回御意見をいただいた「子ども」や「自殺問題」、「性的マイノリティの人々」の名称について、持ち帰り検討し、御相談させていただきたい。

**(3) 「その他」(第6次岡山県人権政策推進指針素案) について**

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

**(委員等)**

SNSなどのインターネット利用について、子ども家庭課の依頼を受け、過去10年ほど講演をして、さまざまな話をしたが、主には父兄が対象だ。保護者には理解していただけるが、子どもの場合、小学校の高学年でもなかなか内容を理解してもらうことは難しい。ネットの利便性とデメリットについて、教育として教えるとするならば、まず教育をする者への教育が必要である。

また、外国人の問題について、岡山県は人口180万人程度であり、そのうちの2%程度に当たる4万人の外国人がおり、東南アジア系が多い。全国で見ると、入管法改正による規制緩和がされてから、以前よりも外国人がどんどん日本に入って来るようになった。日本語が理解できない場合に、教育行政としては、いわゆる教員の加配や、取り出し教育というものを行っているのか。

この2つの課題について、共通していることは、行政対応としての施策になっているが、教育現場での教育施策となっていないのではないかということである。国際課とすれば、外国人問題が入っているが、教育政策としてはその問題が入っておらず、教育として捉えないとなかなか子どもには理解してもらえない。

**(委員等)**

時間の都合上、質問・意見を先に発言いただき、回答は文書とさせていただきたい。

### **(委員等)**

「犯罪被害者等」について、複数の関係機関が連携して、一連の支援を行う「多機関ワンストップサービス」がすでに全国的に始まっており、岡山県でも、岡山県犯罪被害者等支援調整会議が令和7年4月1日より設置されていると思うので、指針見直しの際には、この内容も検討してほしい。

### **(委員等)**

「多様な性」について、本文中に「性同一性障害」と記載されているが、この言葉自体がもう使われなくなるので、「性同一性障害」を「性別不合」に変えていかないといけない。そうすると、今までの体の性という定義も変わってくる。

「女性」の相談窓口について、例えばトランス女性と男性との間の暴力やレズビアンへの暴力の相談が断られる事態がある。素案19ページで「男女間のあらゆる暴力の根絶」と記載していると、そのような相談は断られると思われるかもしれない。「男女間、あるいはすべてのセクシュアリティ」など一言入れると、「多様な性」の項目との整合がとれると思う。

### **(委員等)**

「障害のある人」について、先ほど指摘した「適性」は、素案の段階で修正が確認できた。「合理的配慮」という言葉について、ページによって「合理的な配慮」と「必要かつ合理的な配慮」と表記が異なっている。政府が閣議決定した基本方針では、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を略して「合理的配慮」と言っている。「必要かつ合理的な配慮」と表記をすると、社会的障壁という言葉がないという点でどうなのかと思うので、「合理的配慮」で統一してよいのではないか。

また、「工賃向上計画」について、現在の素案ではその文言が削除されているが、福祉的就労と一般就労のどちらも課題であり、両方について述べるのがよいと考える。「工賃向上計画」を削除するのは大きなインパクトである。

### **(委員等)**

本日の審議の結果について、国の第二次基本計画を踏まえた骨子案2のアレンジ案でとりまとめた。次回の審議会では、答申案の審議を行う予定とする。本日予定されていた審議は終了とする。